明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（五二）　二
○国民年金法施行令の一部を改正する政令（五三）　二

〔告　示〕

○適格消費者団体を公示する件（**消費者庁**五）　五
○洪水被災学校再建計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**五五）　五
○アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**五六）　五
○有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件（**文部科学**三九）　六
○無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（**同**四〇）　六
○有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件（**同**四一）　六
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**四三）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**四四）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**四四五）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**四四六）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**四四七～四四九）　八
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく指定海上防災機関の住所及び海上防災業務を行う事務所の所在地を変更する件（**海上保安庁**一四）　九
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（**防衛**五一）　九
○道路に関する件（**関東地方整備局**五〇）　九
○都市計画に関する件（**同**五一）　九
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件（**同**五二）　一〇

〔国会事項〕

公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（九州経済産業局）　一〇

〔公　告〕

諸事項
官庁
財団、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
会社その他

〔人事異動〕

内閣　厚生労働省　水産庁

〔官庁報告〕

国家試験
平成二十七年度一級及び二級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五二号）

（経済産業省）

1　第一種特定化学物質の追加指定

第一種特定化学物質として、塩素数が二であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを追加指定することとした。（第一条関係）

2　第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の追加指定

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、塩素数が二であるポリ塩化ナフタレンについて、潤滑油及び切削油等、かつ、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルについて、木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤等を追加指定することとした。（第七条関係）

3　附則

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、第七条の改正規定は、同年一〇月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令の一部を改正する政令（政令第五三号）（厚生労働省）

1　国民年金法（昭和三四年法律第一四一号。以下「法」という。）附則第九条の四の七等に基づき、法等の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかったこと等（以下「特定事由」という。）により特定の手続（以下「特定手続」という。）をすることができなくなったとき等に該当する旨の申出をしようとする被保険者又は被保険者であった者は、申出書を日本年金機構に提出するものとするほか、その他必要な事項は厚生労働省令で定めることとした。（第一四条の一四、第一四条の二一、第一四条の二二及び第一四条の二八関係）